

「琵琶湖疏水東口掘削工場」【資576】

場所：滋賀県立公文書館

閉館日：土日、祝日、年末年始

Tel：077-528-3126



滋賀県から見た 琵琶湖疏水

第14回企画展

2023.10.23(月) ▶▶▶ 2024.1.18(木)

琵琶湖疏水。

明治二十三年三月の完成以降、今もなお現役の都市基盤施設として京都を支えているこの水路は、京都と滋賀の関係を語る上で度々話題にのぼりますが、開削当時の人々はそのように感じていたのでしょうか。当館所蔵の資料を紐解いていくと、そこには皮肉で終われない切実な問題があったことがわかります。

明治十六年に、琵琶湖と京都をつなぐ琵琶湖疏水計画を京都府から知らされた本県は、それ以降どのような対応を行ってきたのでしょうか。また、人々にはどのような影響があったのでしょうか。

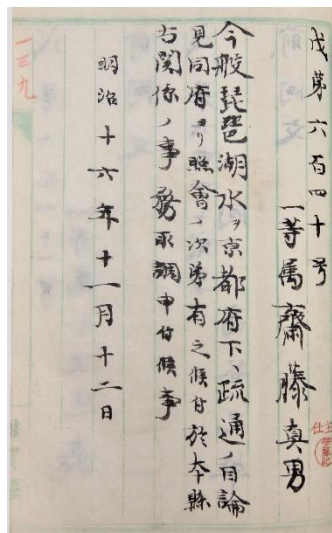
今回の展示では、この明治の一大プロジェクトを水の供給源である滋賀県の視点から見ていきたいと思います。

【展示概要】

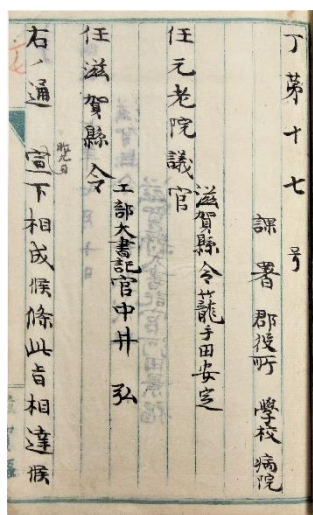
期間 令和五年十月二十三日(月)～同六年一月十八日(木)
日時 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前九時～午後五時
会場 滋賀県立公文書館(県庁新館三階)
内容 特定歴史公文書等二三点



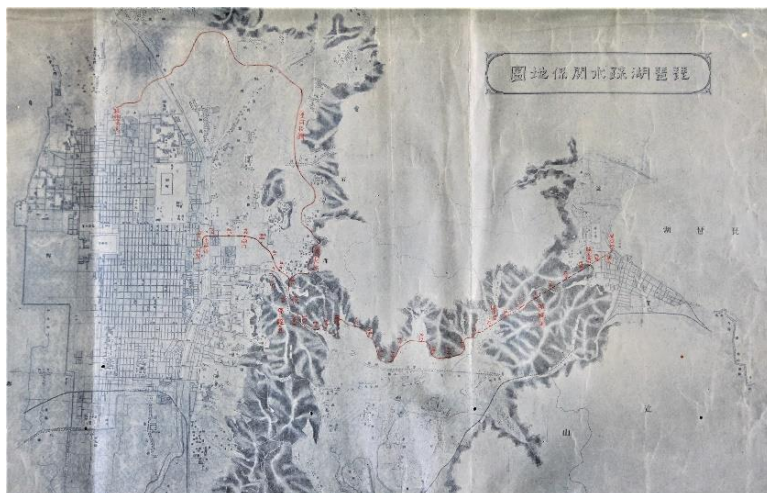
1-3 「琵琶湖疏水の儀に付上申」
明治17年3月19日【明ね33 (17)】



1-1 「琵琶湖疏水の目論見京都府より照会に付取調方」
明治16年11月12日【明い140-2 (139)】



1-4 「籠手田安定任元老院議官、中井弘任滋賀県令9日宣下」
明治17年7月10日【明い153-2 (17)】



1-2 「琵琶湖排水図」
明治17年12月【明ね34 (1)】

第一章 琵琶湖排水計画の経緯

明治十六年、京都府より琵琶湖疏水の目論見書(計画書)が届いたことにより、県は三名の職員(一等属)に事務取調を命じ、その対応に努めました(資料1-1)。京都府による計画は、琵琶湖(三保ヶ崎)から京都府高野川までを開削するもので、間に二つの隧道(トンネル)が設けられました(資料1-2)。

疏水の目的は、運輸の便、水力による工業発展、飲料水や防火用水・灌漑用水の確保などにありました。また、運輸の便は東は近江国から西は摂津国に及び、「内外公益ノ大ナル」は計り知れないと他府県への利益も挙げています。

これに対し本県では、勸業諮問会を開催し本事業に対する利害得失の検討を行いました。資料1-3はその意見をまとめた国への報告書で、疏水事業は水利への影響が予想され、本県にとつて「到底有害無益ノ事業」であると批判しています。そのうえで、流水量を調整するなどの予防策を講じる必要性を主張しています。

このように本県が反対の姿勢をとる中、明治十七年七月九日、県令であった籠手田安定が元老院議官へと転任し、その後任として中井弘が任命されることとなります(資料1-4)。この人事の背景には、疏水建設に反対の籠手田を昇進のかたちで転出させ、北垣国道京都府知事とも親しく、土木事業にも大きな関心を持つ中井を抜擢し、疏水事業を推し進めたいという参議(政府の重要官職)らの意向があったようです。

2-3 「伊庭官林松樹伐採取調表」明治20年1月16日
【昭な201-2 (1-1)】



2-1 「琵琶湖疏水東口掘割工場」明治19年【資576】

2-4 「用物料一覽」明治25年5月【明ね37-2 (26)】

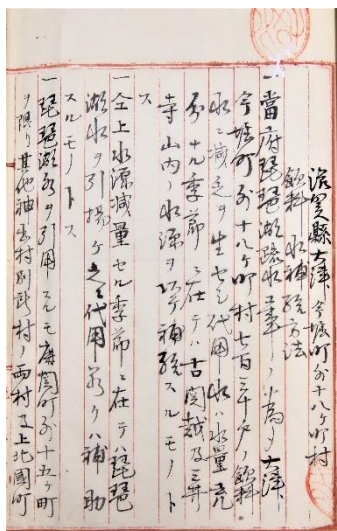
2-2 「琵琶湖疏水用地反別地価地代取調表」
明治18~19年頃【明ね36 (13)】

第二章 疏水工事

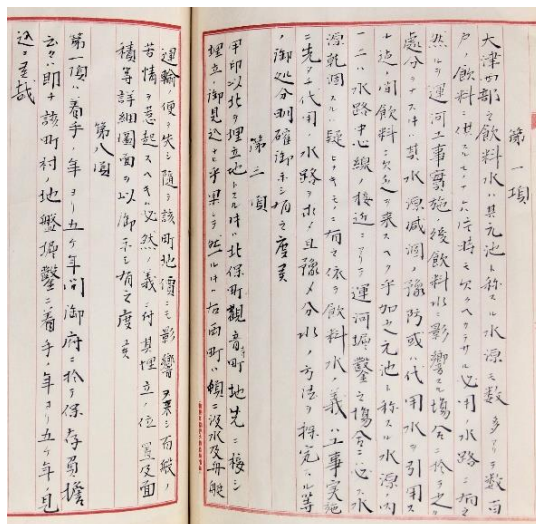
明治十八年、いよいよ疏水工事が始まります。疏水工事は多くの用地を必要とし、用地買収時の代金の請求・下付は県を介して行われました。その際、社地や宅地は地価相当、林地や畑地といった利益を生む土地は地価の約三割増しで買い取られました。また、工事完成後不要となった土地は、旧所有者へ優先的に払い下げられました。

工事には用地だけでなく、様々な物資も大量に必要となります。資料2-3は京都府からの木材の領収書です。神崎郡伊庭官林から領収した松が一覧で記載されており、この時二〇〇〇本が伐採され、疏水用材として京都府へ引き渡されたことがわかります。大きいものでは、目通（目の高さでの幹の直径）五尺（約一・五m）もあつたようです。最終的に疏水工事で使用した木材は総延長五〇〇万才（約一四万 m^3 ）に及びました。他にも、煉瓦一四五〇万個、石材二万六千平方坪（約八万六千 m^2 ）、火薬七〇〇〇貫目（約二万六千 kg ）、石炭五五〇万斤（約三二〇万 kg ）などが使用されました（資料2-4）。

資料2-1は第一トンネル東口（三井寺）付近の工事の様子を写したものです。民家の間をまっすぐに水路が突き抜けていることがわかります。工事に従事している人々以外にも両岸や橋の上には多くの人が集まり、この大工事を見守っています。



3-3 「飲料水補給方法」
明治21年1月18日【明ね38(26)】



3-1 「排水事業に関する要求事項」
明治18年10月31日【明お26(3)】



3-2 「大津市中西部の図」
明治17~19年【明な311(21-3)】

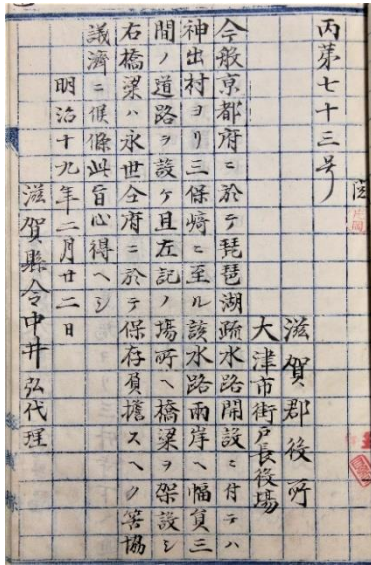
第三章 県民への影響とその補償

琵琶湖疏水の建設は、周辺住民へも大きな影響を与えました。そのひとつが、排水工事により従来の水管が分断され、大津西部一体で飲料水供給が途絶えた大津西部飲料水問題です。

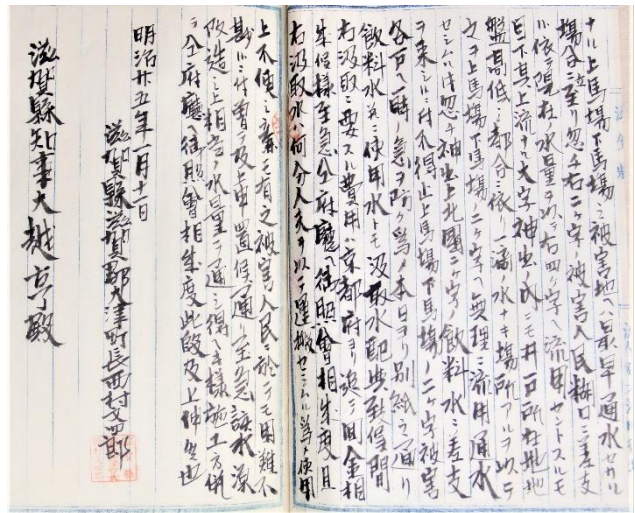
そもそも大津付近では、古来竹管を以て山から用水を引いていました。この竹管を排水工事により分断してしまったため、給水が途絶えてしまったのです。

排水工事に先立ち、内務省技師・田辺義三郎は現地の調査結果をまとめた「琵琶湖疏水復命」のなかで、排水工事により水脈が断たれ飲料水へ影響を及ぼすと恐れている者もいるが、水源の位置的に従来の飲料水の水位には関係を及ぼさないと述べていました。しかし滋賀県側は、この主張に反して排水工事の開始前から大津西部での飲料水への影響を懸念していました。そこで県は京都府に対して、工事開始に先立ち代用水路の確保や給水方法について検討するよう求め、府はこれに了承しています(資料3-1)。

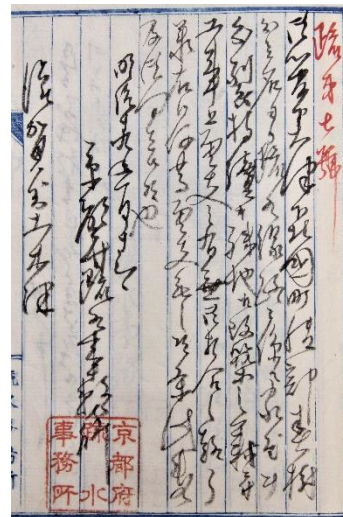
実際京都府はその対策として、疏水路以北への給水元として園城寺境内に新たな水源を確保し、水路以南は、小関越・天狗岩・目洗地蔵の三か所の水を集め一つの水源を作り各所へ配給する計画を立てました(資料3-2)。そして、その水源が減量する季節には、琵琶湖の水を引き揚げて代用もしくは補助に充てるとしています。湖水の引き揚げは蒸気器械により行い、漉水器(ろくすいき、汚濁を排除のための装置)を通し



3-6 「琵琶湖疏水路開設に付兩岸道路・橋梁設置の件」
明治19年2月22日【明い166 (50)】



3-4 「飲料水源減水の為め汲取水配与の義に付上申」
明治25年1月11日【明ね35 (1)】



3-5 「疏水線路に係る家屋分裂の件」
明治19年1月13日【明う138 (8)】

て各水路組合の樋管へ配水することとしています(資料3-3)。

しかし、疏水工事が完了し、代用水源による給水が開始した後も問題は解決しませんでした。小関越から水の供給を受けている住戸において、明治二十四年十二月下旬より水量が減少し、一部では全く通水していない状態が発生したのです(資料3-4)。やむなく該当地域では汲取水の配給で難をしのぐことになりました。大津町長は、その汲取配給費用を京都府から融通してもらえよう同府へ照会してほしいと県へ願いました。京都府は、小関越を給水元とすることは既に県と協議済みの中で、今更天候の影響で減水したからといってその補償は行えないと拒否しました。

他にも、湖水の引き揚げでは雨天や風の日に汚濁がはなはだしく、また健康に悪く使用にたえないとの苦情もあり、問題は後を絶ちませんでした。

この飲料水問題は明治四十三年に京都市により近代的な電動給水設備が整備され、鉄管による給水が開始するまで続きました。

飲料水問題以外にも、近隣住民には様々な影響があり、疏水用地として宅地を買い上げられ、移転を余儀なくされた住民もたくさんいました(資料3-5)。また生活道路が疏水によって分断される場所もあり、その個所に関しては京都府が橋を架け同府により永久維持管理されることとなりました(資料3-6)。

4-3 「疏水經由移出貨物最近10ヶ年統計表」
昭和7年12月【昭ぬ122(1-6)】

4-1 「琵琶湖疏水式場へ臨御次第」
明治23年4月9日【明か4-2(87)】

4-4 『琵琶湖疏水及水力使用事業』(京都市電気局)
昭和15年3月31日【資526】

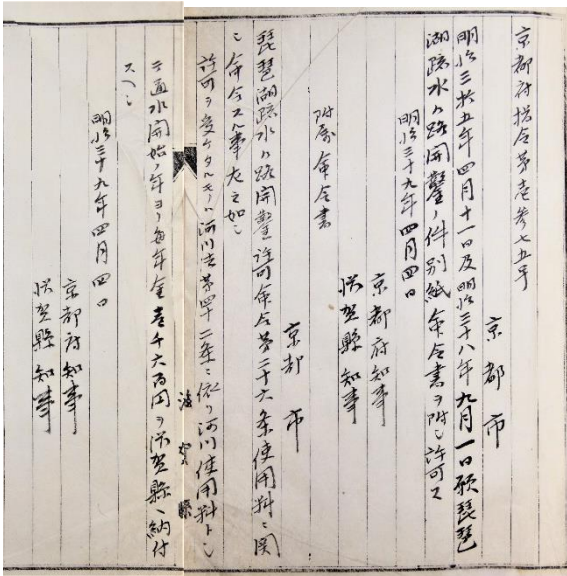
4-2 「京都疏水通船株式会社設立目論見書」
明治27年11月24日【明て67(44)】

第四章 琵琶湖疏水の完成

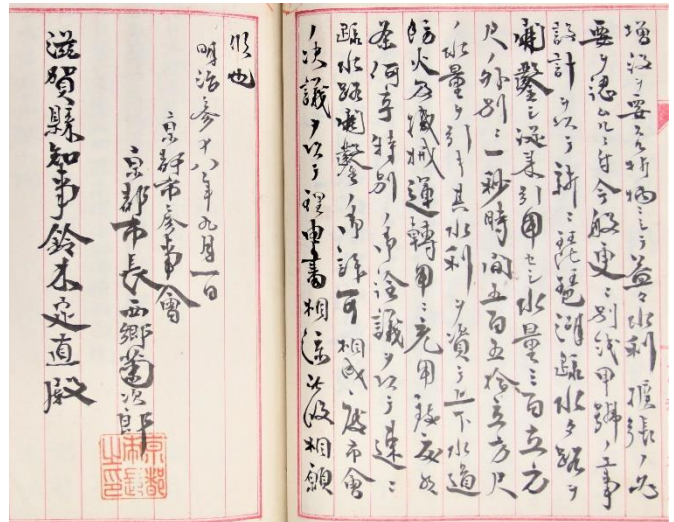
明治二十三年三月、ついに琵琶湖疏水が完成しました。翌月の四月九日には天皇・皇后を迎えて竣工式が行われています。資料4-1は当日の天皇・皇后の予定行程を記したものです。予定では、三保ヶ崎で開門(こももん)を見学した後、鹿閑橋から蹴上までの間の疏水を船で下ることになっています。しかし実際には、その代理として熾仁(たるひと)・彰仁(あきひと)両親王が乗船しました。

では、疏水はその後どのように活用されたのでしょうか。ここでは舟運と水力利用について御紹介します。疏水の開通により滋賀と京都の間を様々な物資や人々が移動するようになります。資料4-3は大正十一年から昭和六年までの一〇年間に於ける、疏水によって移出された貨物量を示したものです。石材などの建設用材や穀類・魚類などの食料品が取り扱われています。表からは、年々取扱量が減少していることもみてとれます。疏水の舟運は戦後すぐに一度廃止されますが、平成三十年には約七〇年ぶりに復活しています。

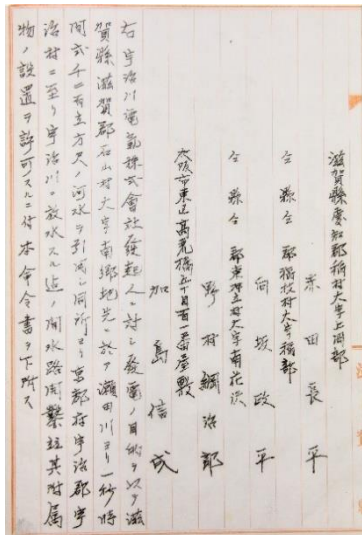
疏水の最も重要な目的は、水力利用にあります。明治二十四年十一月に京都時計製造会社へ一馬力の電力供給が始まり水力発電事業が開始します。しかし当時は電気の利点がまだ理解されておらず、同年の一般需要はこの一馬力のみでした。その後漸次需要が増加し、明治三十一年度には二千馬力の発電量をもってしても電力が不足する事態となりました(資料4-4)。



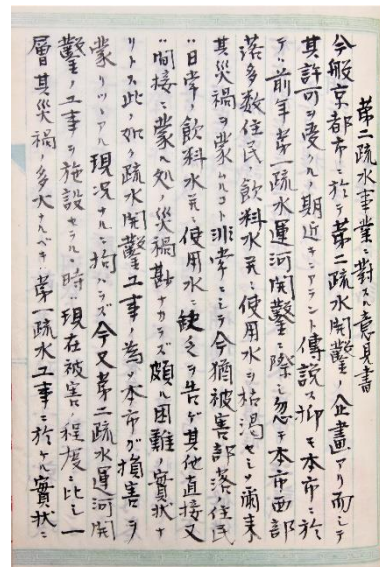
5-3 「附属命令書 (疏水使用料)」
明治39年4月4日【明ぬ67 (1)】



5-1 「琵琶湖疏水水路開鑿願 (第二疏水)」
明治38年9月1日【明ぬ41 (13-2)】



5-4 「命令書 (宇治川電気株式会社)」
明治39年4月4日【明ぬ65 (17)】



5-2 「第二疏水事業に対する意見書」
明治39年3月5日【明ぬ66-2 (19)】

第五章 ポスト琵琶湖疏水計画

疏水事業が軌道にのると、京都市はさらなる水量の確保のため、新たに第二疏水工事を計画します。その目的は、京都市の上下水道水、防火用水、工業用水（水力発電）の確保にありました（資料5-1）。

資料5-2は大津市会議員から県知事へ宛てた意見書で、第一疏水で発生した飲料水問題も解決していないのに第二疏水によってさらに被害が拡大することを懸念し、その補償が充分なされるよう協議できるように、第二疏水の開削を許可しないよう県に求めています。

この計画は、明治三十九年四月四日付けで京都府知事・滋賀県知事の連名により許可され、同四十五年、工事が竣工します。

第二疏水では、水利使用量として毎年一六〇〇円（大正十三年には三三〇〇円に増額）が京都市から滋賀県へ支払われることとなりました（資料5-3）。現在では、感謝金として第一・第二疏水あわせて二億三〇〇〇万円が支払われています。

また、第二疏水の他にも県内外から次々とポスト琵琶湖疏水計画といえる事業案が出されます。数々の計画が立てられては消えていく中、発電事業に特化した「宇治川電気株式会社」が誕生します。南郷付近で瀬田川から二二〇〇立方尺/秒の水を引用し宇治川まで水路で流し、そこで水力発電を行うもので、大正二年に工事が竣工しました（資料5-4）。

コラム 二つの疏水誌

当館所蔵資料には、『琵琶湖疏水誌 稿』(滋賀県、明治二十五年)【明ね37・2】と『琵琶湖疏水要誌』(京都市参事会、明治二十九年)【資525】という二つの琵琶湖疏水に関する記録があります。総頁数は前者が三四〇頁、後者が四〇六頁(十付録三三四頁)とどちらも大作です。

両者とも疏水完成後もなく編さんされたのですが、この二つには大きな違いがあります。それは、前者が滋賀県、後者が京都市によつて記されている点です。今回の展示で御紹介したように、水を供給する側である滋賀県と、水を得る側の京都府では疏水に対する姿勢が大きく異なります。本コラムでは、この二つの疏水誌からその違いを見ていきたいと思ひます。

まずは序文を見てみましょう。滋賀県版の序文は、県内務部により記されています。疏水が開削されるに至った京都側の事情を説明し、続けて工事による本県への影響、特に負の側面について述べています。そのうえで、完成した疏水は「千古稀有ノ大土功」であるので、工事の概要と本県の関係について調査し、将来の参照に供するために本誌を編さんしたと述べています。最後は、この事業が「府民ノ公益ヲ開キ千年帝都ノ繁盛ヲ挽回スルノ策果シテ当初ノ目的ニ達ハサルヲ信ス」と、京都府の今後の繁栄を祈念する言葉で締め切っています。

京都府版は、編さん主任が序文を記しています。「本邦未曾有ノ大事業」を成功させるまでの辛苦を記した

うえで、成功に導いた北垣府知事の功績をたたえ、この「所感ヲ記シ以テ同志ニ告ク」と締め切っています。

では、実際の内容も、目次から見えてみましょう。滋賀県版では、基本的に公文書の写しを元にした資料集的な性質で叙述部分はわずかです。「起工趣意」「疏水工事計画」「滋賀県京都府ト関係(県と府の往復文書)」とやり取りの文書がまとめられています。後半は、家屋移転料の件や大津市街西部飲料補給の件、養水欠乏の件、用地買上げの件など、県内での諸問題への対応について取り上げられています。特に、大津市街西部飲料補給の件は、全体の半分程度の頁を割いて詳細に記録されています。このように滋賀県版は、本県への影響とその対応について焦点をあてたものとなっていることが分かります。

一方の京都府版は、公文書を引用しつつも通史的な記載方法となっています。「発端」からはじまり「竣工式」で本編を終え、後半では「年表」「工事摘要」「用地」「水力工場」などトピックス事に主な事項が紹介されています。滋賀県版で大きく取り上げられている飲料水問題についても、この後半部分で取り上げられています。その分量はわずか七頁です。京都版では疏水事業全体について網羅的に記されているように感じます。

本コラムでは序文と目次からのみの比較となりましたが、興味のある方はぜひ、この二つの疏水誌を実際に御覧いただき、滋賀県からみた琵琶湖疏水、京都府からみた琵琶湖疏水について比較してみても良いでしょう。面白い違いが見えてくるかもしれません。

参考文献一覧

- ・『滋賀県史 最近世 四』滋賀県、昭和3年。
- ・『新修 大津市史 5 近代』大津市役所、昭和57年。
- ・『新修 大津市史 6 現代』大津市役所、昭和58年。
- ・『京都市水道百年史<<叙述編>>』京都市上下水道局、平成25年、126~131頁。
- ・屋敷茂雄『中井桜洲 明治の元勲に最も頼られた名参謀』幻冬舎ルネッサンス、平成22年、223頁。
- ・織田直史『琵琶湖疏水—明治の大プロジェクト—』サンブライ出版、昭和62年。

展示図録 滋賀県からみた琵琶湖疏水

令和5年(2023年)10月23日

編集・発行

滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126 Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp